

# 令和3年度(2021年度)運動部活動指導協力者派遣事業実施要項

## 1 目的

この要項は、豊中市立中学校における運動部活動（以下「部活動」という。）の振興及び発展を図るため、豊中市教育委員会が実施する専門的な技術指導力を備えた指導協力者（以下「指導協力者」という。）を中学校に派遣する事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 派遣条件

校長が、専門的な技術指導力を備えた適切な指導協力者を必要と認めた運動部であること。

## 3 指導協力者の資格

校長が推薦し、次のすべての条件を満たした者であること。

- (1)当該種目の実技指導に関して高い技能と指導力を有する者。
- (2)国・公立諸学校の教職員（常勤含む）以外の者。
- (3)当該校の部活動運営方針を理解し、部活動に深い理解と熱意を有する者。

## 4 指導日

学校が指導協力者と協議のうえ、決定する。

## 5 派遣回数

1か月に付きのべ14回以内。

ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りではない（1回の指導時間は2時間程度とする。）。

## 6 派遣期間

令和3年（2021年）5月1日～令和4年（2022年）3月31日

## 7 指導協力者の謝礼

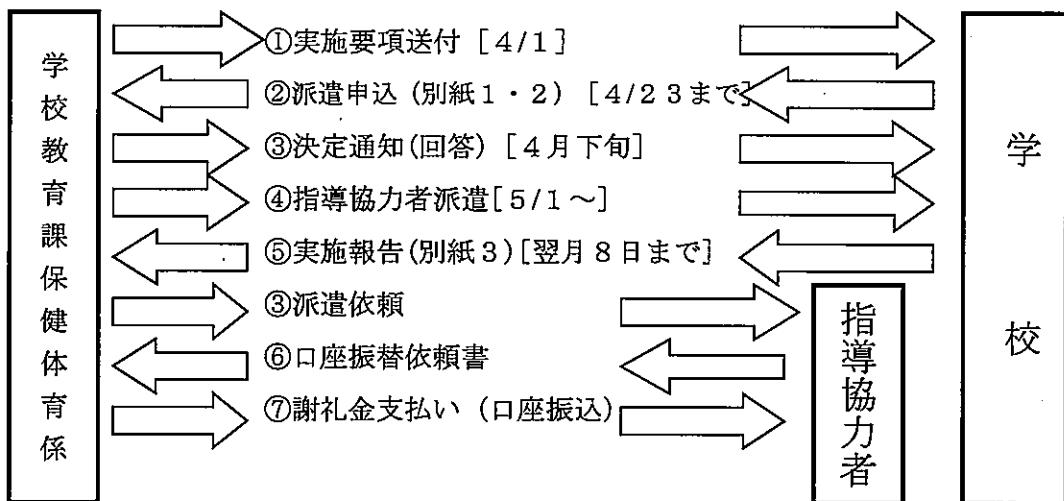
指導協力者に交通費程度の謝礼を支払う。謝礼の金額は、1回に付き2,000円（税込）とし、教育委員会が負担する。

## 8 その他

- (1)部活動顧問は、指導協力者の指導中は原則として部活動に参加すること。
- (2)指導協力者の指導にあたっては、「運動部活動指導協力者の手引き」及び「豊中市立中学校の部活動に係る方針」（令和2年4月策定）を遵守すること。
- (3)指導協力者を派遣するにあたっての手続きについては、別に定める。

# 令和3年度(2021年度)運動部活動指導協力者派遣手続きについて

## 1 実施手順



## 2 推薦書の記入

- ・指導協力者については、要項第3項に規定する者及び謝礼金支払いの関係により高校生を除く者とする。
- ・指導協力者が教員免許を有している場合、その種類を記入する。
- ・備考欄には、指導に関する参考事項として、段位、競技団体役職等を記入する。

## 3 派遣決定通知

- ・指導協力者の派遣が決定した学校には、校長宛て決定通知を送付する。

## 4 指導協力者への謝礼金

- ・指導1回(2時間程度)に付き、2,000円(税込)とする。
- ・謝礼金は、年3回に分け、口座振り込みで支払う。  
\*1回目（9月振込）…5～8月分、2回目（1月振込）…9～12月分、  
3回目（4月振込）…1～3月分

\*振込通知は各中学校へ送りますので、指導協力者にお渡しください。

## 5 実施報告書の提出

- ・実施報告書(別紙3)を実施月の翌月の8日までに、中学校単位でまとめて保健体育係へ提出する（実績がない月があっても、「実績なし」で実施報告書を提出すること。）。

## 6 その他

- ・指導協力者の傷害保険については、豊中市で一括加入する。
- ・指導協力者の学校までに要する旅費は支給しない。
- ・指導協力者の年間の謝礼金が5万円を超える場合、マイナンバーの提出対象者となるので、保健体育係から指導協力者本人宛て連絡する。